

番号の通知が届いたら

危険な個人番号カードの申請はやめましょう！

個人番号通知には、通知カード、個人番号カードの申請書と返信用封筒が入っています。

ICチップの入っている個人番号カードは、さまざまな手続きで本人確認に使われます。紛失しパスワードを知られると、他人があなたに成りすまして手続きをしたり、あなたの個人情報を入手する危険があります。またあなたがどこで何の手続きをしたか、追跡することも可能になります。さらに9月に成立した番号利用拡大法では、個人番号カードに生体認証（指紋、虹彩、静脈、顔データなど）を記録する付帯決議もされています。

政府はマイナンバー制度を普及させるために、個人番号カードを来年3月までに1000万枚も配布しようとしています。個人番号カードが普及すると常時必携の登録証になり、カードを持っていないと「不審者」と見られるような監視国家になります。

個人番号カードがなくても「通知カード」があれば、必要な手続きはできます（通知カードがなくても手続きは可能です）。あえて個人番号カードを申請する必要はありません。危険なマイナンバー制度が普及しないように、個人番号カードの申請はやめましょう。

通知カード

個人番号カードの申請書

通知カード

個人番号カードの申請書

個人番号カードの申請は任意です。申請する必要はありません。

切り取り線

個人番号の通知が届いたら、申請書を切り離して、

申請書の両面に ✕ を付けて、

「個人番号カードは申請しません」「マイナンバー制度には反対です」などの意見を添えて、返信用封筒で送れば、誰でも簡単にマイナンバーに反対する意思表示をすることができます。

※返信封筒の宛先は、地方公共団体情報システム機構です。